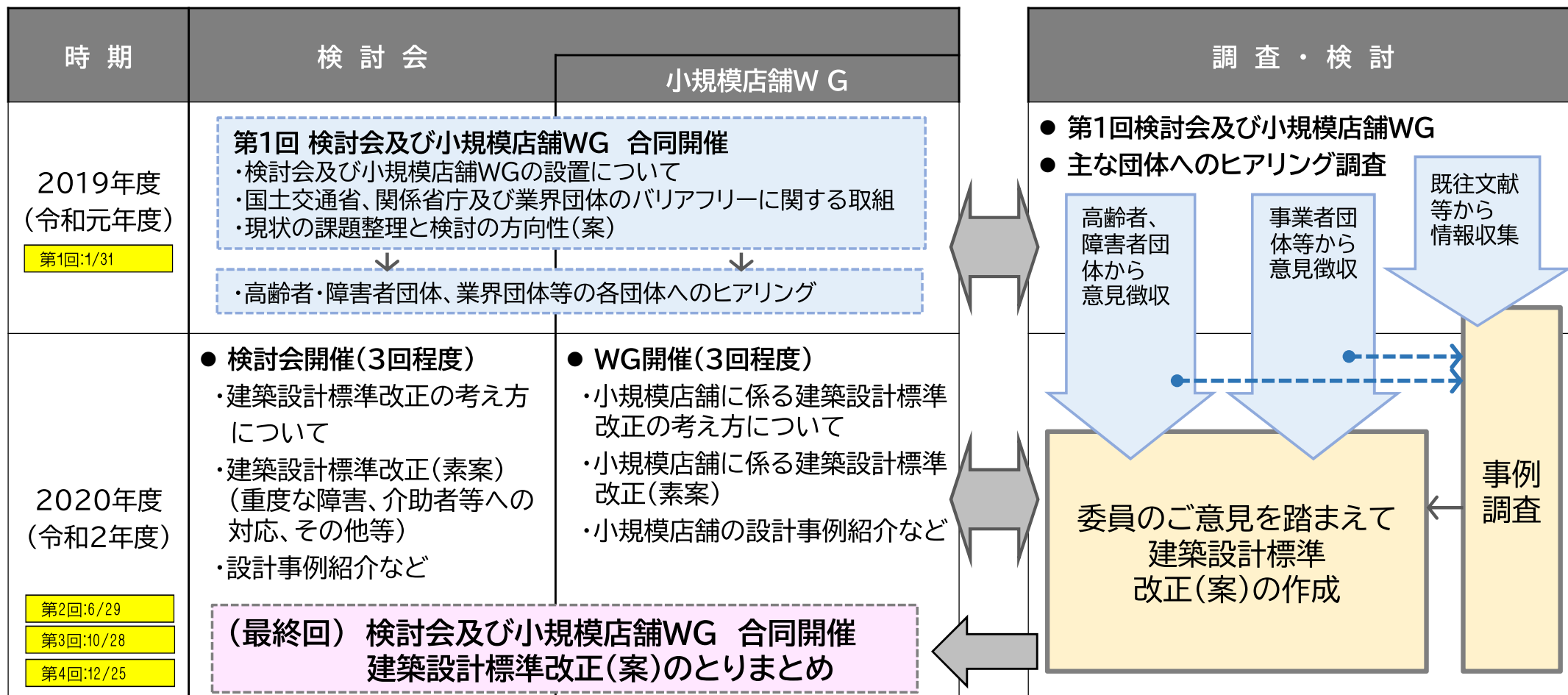


建築設計標準改正の考え方

2020年12月25日

国土交通省住宅局建築指導課

- 建築設計標準について改正すべき内容について、検討会及び小規模店舗WGにて議論をして頂き、2020(令和2)年度内を目途に、建築設計標準の改正を行う。
- 本日の議論を踏まえ、高齢者・障害者団体や事業者団体等からの意見聴取、既往文献等からの情報収集を行い、必要な事項が整理でき次第、次回の検討会・小規模店舗WGを開催。



- 2020年度(令和2年度)
- パブリックコメント手続きを実施のうえ、令和2年度内に、以下の2点を公表予定。
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準改正版
 - ・ 小規模店舗における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(抜粋版)

本検討会における建築設計標準への反映方法について(1)

- 建築設計標準 改正版は、現在の建築設計標準の章立てを変更せずに、前回H29.3改正後に作成した「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準追補版H30.3」の内容に加え、本検討会の検討内容を反映して作成する。
- 本検討会の検討内容は、主に以下の部分に反映する。
(章立てより詳細の目次は、改正内容の検討状況を踏まえて検討する。)
- ・重度の障害、介助者等への対応についての改正内容 : 第2部 第1章・第2章
- ・小規模店舗のバリアフリー化についての改正内容 : 第2部 第1章・第2章
- ・設計事例集についての改正内容 : 第2部 第3章
- 上述の改正版の中から、小規模店舗に関するポイントを抜粋して「小規模店舗における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(抜粋版)」を作成する。

(現在の建築設計標準の目次)

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 H29.3

目 次

建築設計標準の主旨と今回の改訂について

第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

- 1.1 バリアフリー法の概要
- 1.2 建築物におけるバリアフリー法への対応

第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

- 1.1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方
- 1.2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

第2章 単位空間等の設計

第3章 設計事例集

第4章 基本寸法等

付 録

本検討会における今回の改正内容の反映方法について

- 「第2章 単位空間等の設計」の「法令に基づく基準」、「設計の考え方」、「設計のポイント」、「設計標準(留意点を含む)」、「モデル例」、「設計例」の各項目の構成は変更せずに、本検討会の改正内容を各項目に反映する。

現在の建築設計標準における記載例(便所・洗面所の設計(抜粋))

【法令に基づく基準】

【設計の考え方】

(社会的にニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的考え方)

【設計のポイント】

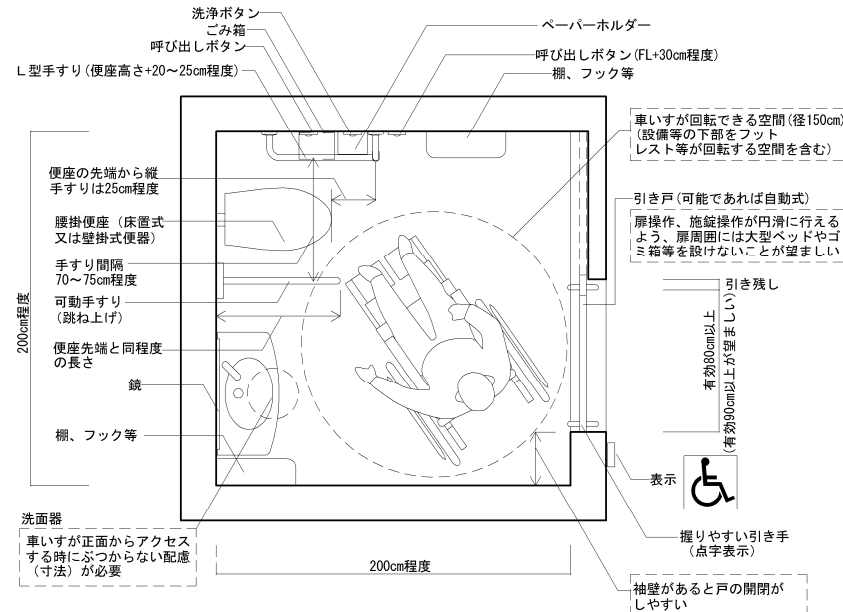
(設計を進める上での実務上の主要ポイント)

【設計標準】

(整備内容及びその標準的な実現方法)

- ・配置、設置数、出入口、広さ、戸の形状、設備等
 - (1)個別機能を備えた便房の設計標準
 - (2)多機能便房の設計標準
 - (3)簡易型機能を備えた便房の設計標準
 - (4)その他の便房、便所・洗面所の設計標準
 - (5)改善・改修のポイント
- (出入口の有効幅員の記載例)
- ・原則80cm以上とする。利便性を考慮すると90cm以上とすることが望ましい等

【モデル例】



【設計例】



折り畳み式大型ベッドのある便房

留意点について

- ・本章をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や、設計実務者、専門家等へのヒアリングにより得られた、様々な知見を紹介している。
- ・その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計者の工夫など多岐にわたる。

<留意点> 洗面器

- ・車椅子回転スペースに洗面器が張り出さないように、製品機種の選定に配慮する。

<追加> ※本建築設計標準においては、次のような考え方で記述している。

「～とする。」：主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるもの

「～望ましい。」：上記の標準的な整備等を行ったうえで、さらにより安全かつ円滑な移動等の実現とともに、利用者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えることが望ましいもの、又は施設利用者や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの